

〈教育報告〉

特別課程「食肉衛生検査」

山本 茂貴, 牧野 壮一, 豊福 肇 (衛生獣医学部)

食肉衛生検査コースは地方公共団体の食肉衛生検査所等においてと畜検査員として2年以上の実務経験を有する者を対象とする研修コースである。平成5年度までは隔年で実施してきたが、平成6年度からは毎年実施することとなった。平成7年度は平成7年6月12日(木)から7月14日(木)の約4週間にわたって実施された。今年度は研修生は当初41名であったが、事情により1名中途退学したため、修了者は40名であった。

1. コースの概要

本コースの目的は主として食肉衛生検査所における食肉の衛生的安全確保を図るための専門の最新知識と技術の修得および食肉衛生管理者として必要な公衆衛生学的知識と最近の情報の提供である。また、平成4年4月より食鳥検査制度が実施されているので、食鳥検査をもその対象として取り上げている。

本年度のカリキュラムは大きく分けて1.食肉,食鳥肉及びそれらの加工品の衛生確保対策, 2.家畜衛生, 3.食肉衛生検査技術, 4.食鳥検査, 5.と畜場及び食鳥処理場の微生物コントロール, 6.食肉の残留有害物質のコントロール, 7.その他 見学実習等からなっている。食肉, 食鳥肉及びそれらの加工品の衛生確保対策では、昨年まで行政としてまとめていた科目を拡大して厚生省乳肉衛生課に行政面での講義を依頼した。家畜衛生では、家畜の疾病を中心に、特に最近話題となっている疾病に焦点を当てて講義を行った。食肉衛生検査技術としては、概論, 生体検査としての臨床検査のポイント及び外国の現状を紹介し、試験室検査法を微生物学的検査, 免疫学的検査, 病理学的検査及び理化学的検査として最新の方法及び基礎理論について講義した。更に各都道府県の情報交換のためのネットワーク作りのためのコンピュータ実習を昨年に引き続き行った。又、各自がこれまで経験した検査事例及び

調査研究を持参して発表し、自由に質疑応答や意見交換を行い今後の検査の参考とした。また、芝浦食肉衛生検査所において実地見学を行った。食鳥検査においては、食鳥検査において重要となる疾病について、病理学的知識を中心に講義を行った。と畜場及び食鳥処理施設の微生物コントロールでは、最新の構造設備についての情報や生産所理施設の衛生について、近年注目されている HACCP の観点から講義を行った。それをふまえ、全国で3カ所ある対米輸出用と畜場の中でも衛生面で優れた群馬県の対米輸出用と畜場と新潟県長岡市営食肉衛生センター・長岡検査所において実地見学を行った。食肉の残留有害物質のコントロールでは、食品衛生法の改正により基準値が設定されることとなり、その考え方について講義を行った。さらに、各研修生が持っている食肉行政に関する質問や意見等について、実際に行政に携わっている講師を招き、セミナー形式での質疑応答を行った。

今回のカリキュラムの特徴は、食肉衛生検査に関する最新の知識・技術はもとより、と畜場を食品工場と考え、HACCP の考え方を持って衛生面に重点をおいた意識改革を意図したことである。また、食肉衛生検査コースの研修生は、将来、地方公共団体等で食肉衛生行政さらには公衆衛生行政の指導的立場になる方々であると考えている。そのため、検査技術や知識の修得のみならず、公衆衛生行政に関しても問題解決の能力が必要とされるので、昨年に引き続きテーマ研究を行った。テーマ研究では、それらを考慮して食肉衛生全般を対象としたテーマを各自が出し合い、それを整理して以下の4グループに分け討論形式で行った。

グループA と畜場への HACCP 方式による衛生管理の導入

グループB 生産者に対する検査データのフィードバックについて

グループC 飼料添加剤残留が疑われる食肉について
一特にクロルテトラサイクリンの残留事

(1995. 6. 14~1995. 7. 12実施)

例から一

グループD 食肉検査制度のPRについて

テーマ研究は、時間的制約があったもののほぼ全員が満足できるものであり、今後も続けていく予定である。

2. ま と め

終了後の評価としては、研修生が各自自治体に戻り食肉衛生の指導的立場となったときに十分役に立つ内容であったと考えている。また、食肉衛生検査コースは

毎年開講となったので、食肉衛生行政における最近の話題に対応しやすくなった。今後もアンケートの結果を踏まえながら、時代にあったコース内容にしていきたいと考えている。最後に、本コースは、研修生がこの研修を通じて、お互いの親睦を深め、全国各地の食肉衛生検査所の現状を知り、今後、食肉衛生に関する情報交換がスムーズに行える環境を整えられたものと思われる。

〈教育報告〉

特別課程「建築物衛生」

池田 耕一（建築衛生学部）

1. はじめに

建築物衛生コースは、全国の保健所や地方自治体の衛生部局の環境衛生監視員に対し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下ビル管理法と略す）に基づいて、特定建築物（床面積3,000m²以上の貸ビル）において行われる環境衛生監視業務に関し、高度な最新の技術の伝授を目的としたコースである。

本コースは、本院の特別課程実施にかかわる空間時間的制約により、3年に1度の開講という変則的なコース運営となっている。

オフィスビルをはじめとする建築物の一般居住環境に関しては、近年、オイルショックによってもたらされた省エネルギー対策の余波ともいべき建物室内への導入外気量の削減策によって生じたシックビルディングシンドローム（以下SBSと略す）と呼ばれる室内空気汚染が主要先進国のオフィスなどにおいて大きな社会問題となっており、その対策に各国が奔走する中、ひとり我国だけが、オイルショック以前からこのビル管理法を制定し、それに基づく極めて組織的な環境衛生監視を実施してきたため、このSBS問題に関し、欧米先進国にみられたような混乱を起こさずに済んだという経緯がある。その意味で我国は室内環境監視に関する最先進国と言えるものであり、本コースは、そのような先進的な法律の技術的側面を支援するものといえる。

2. 教 科 目

今年度のコースの科目は以下のとおりであった。

(1) 建築衛生関連科目（4科目）

建築衛生の概論とその観点からみた建築計画設計の基礎事項及び専門知識の修得。

(2) 建築物衛生行政関連科目（3科目）

（1995.6.7～1995.7.7実施）

建築衛生行政に関する法律・技術指導体系及び最近の諸問題に関する知識の修得。

(3) 室内環境の衛生管理関連科目（3科目）

室内環境条件の構成機構、及びそれを踏まえた環境管理対策・監視に関する最新の技術知識の修得。

(4) 水環境の衛生管理関連科目（5科目）

給排水衛生設備の権利及び監視に関する最新の技術と諸問題に関する知識の修得。

(5) 環境衛生測定法関連科目（2科目）

建築衛生の観点よりみた環境条件（気温、湿度、気流、換気量、ガス濃度、粉塵濃度、空中微生物濃度、騒音、振動等）測定技術と評価に関する専門知識と最近の諸問題に関する知識の修得。

(6) 監視業務の実際に関する科目（2科目）

実際の特定建築物における監視方法とその評価に関する実地研修。

(7) 住居衛生関連科目（5科目）

住居の居住環境の評価、改善等に関する専門知識の修得と、居住環境の衛生監視のための体系確立のための最新知識の修得。

(8) その他

開講オリエンテーション等。

3. 平成7年度コースの受講者の概要

今年度の参加者は、定員30名に対し、21名であった。このような定員割れを起こした主な原因は、冒頭でも述べたように本コースが3年に1度しか開講されないという変則的な開講形態をとっているため、派遣する側の自治体にとっては、派遣のための予算化が難しくなるためと思われるので、できれば毎年開講したいところである。しかしながら、参加した受講生にとっては、少ない人数のコースはそれなりにメリットがあったものと思われる。

21名の内訳は、20名がこのコースが期待していた保健所や自治体の衛生部の環境衛生監視員であり、残り

の1名は、建築衛生学部にて1年間の国内留学をしている信州大学家政学部の教官であった。このような参加者は当初意図していたものではないが、建築物の衛生管理は、家政学の分野における重要な課題であると同時に、建築物衛生にとっても、家政学といった生活科学的側面の観点に加わることは望ましいことであり、環境衛生監視員にとっても有意義であったものと思われる。両者の交流といった意味においておおいに歓迎されるべきことととらえている。一方、当の受講者も1名だけ他の受講者と違う職種にあるにもかかわらず周囲によく溶け込み、単なるビル管理に関する知識の修得のみに留まらず、少なからぬ人脈的な成果も得ていたようで、今回の様な形での受講生の受け入れは成功であったと考える。今後同様の機会があった場合には、定員に余裕がある限り積極的に受け入れていきたい。

4. 受講者の評価

受講生のコースに対する評価は、概ね良好であった。しかしながら、毎回指摘されることではあるが、建築

物衛生に対する各自治体の取り組みのレベルには大きな差があり、最も進んだ東京都や横浜市と言った大都市を抱える自治体のように最も進んだグループには、本コースの内容は物足りないものに写っている感があるのに対し、ビル管理法の対象となるような特定建築物が殆どない地方の中小都市の自治体のグループにとっては、かなり高度なものと評価されるきらいがあった。今後科目の選択制を導入するなどの検討が必要と思われる。なお、見学、実習は、好評であり、特に、東京都の特定建築物における監視業務の実地研修は地方の自治体からの受講生にとっては有意義なものであった。

最後に、前述したように本コースは3年に1度という変則的な開講形態となっているため、毎年の開講を望む声が多かった。

5. 総 括

今後は、以上の諸問題解決のための可能な限りの努力をしつつ、コースを続けていくこととしたい。

〈教育報告〉

特別課程「公衆衛生看護管理」

齊藤 泰子, 北山 秋雄, 福島富士子 (公衆衛生看護学部)

1. はじめに

今年度は、昨年、地域保健法が制定されていよいよ地域保健のあり方に関して時代が大きく変わる激動の初期であり、平成9年度からの母子保健業務の市町村への一元化もひかえ本コースの目的からも、保健所や市町村等行政に働く保健婦長の期待はより大きいことが予感される中での課程の実施であった。

本コースは保健所、市町村等に勤務し、管理的職にある保健婦を対象に、「公衆衛生看護の基礎となる諸理論を学び、保健婦の活動を見直して、地域保健における今日的な課題を的確に把握する能力を養うとともに、管理者としてより効果的な活動を創造し展開するための知識と技術を授けること」を目的に解説されている。

本学部の調査によると、保健婦の管理者研修は、実施している県は2/3であったが、その日数は殆どが1日程度と極めて短期間である（東京都のみが約1ヶ月）。全国的にみると、1ヶ月という現場にとってかなり長期の、管理者としての資質向上を目的とした総合的研修は本コースのみである。従って自治体は、受講後はリーダー的役割を果たすことを期待して派遣を希望してきており、例年応募が受け入れ可能数を上回っている。

2. 応募状況と受講者の背景

毎年、教室及び寮の収容力、教育効果を勘案して、初めての団体を優先し、1団体につき1名、概ね2年連続派遣の県や市町村は3年目は辞退ということ、かく団体の了解のもとに、受講生を制限せざるを得ない状況にある。本年は、定員30名に対し応募者数は44名で、上記の条件により31名(20県, 10政令市, 1市)を決定した。

(1995.5.10~1995.6.13実施)

3. 教科内容

1) 科目の構成：開講時の本コースへの期待事項をみると毎年「現任教育」の要望が高い。また、高齢化社会に対応した体制整備が行われる中で、高齢者のケアサービスのシステム化が、保健婦の役割として期待されてきている。そこで本年度は、主要な課題に「現任教育」と「地域ケアシステムの推進」の2つを設定した。

2) グループワーク：研修が単なる知識・技術の伝達に終わらぬよう、本コースでは、お互いに発想を豊かにし、創造性を高めあう相乗効果を期待して、グループワークの手法を取り入れている。主要課題「現任教育」では、管理者として必要な基本的資質の向上に関わる講義をベースとし、課題を深めていくためにこのグループワークの時間を多めに確保した。

3) 自主セミナー：科目の構成については先に述べたように設定するが、それ以外に受講生がこの研修期間中に中央においてより深めたい課題（講義・施設見学など）があったら、その主体的な取り組みをくみいれる意味で時間枠を多少あけている。本年度は、この自主セミナーの時間を例年より多少多めに14時間とったところ、講義・見学合わせて24の場の設定が自主的にあり、延べ294名の参加があった。これは1人の受講生が9.5回のセミナーに参加したことになり、熱心に行われた。主なトピックスとしては、エイズや精神障害対策また性教育に関する講義や施設の見学であった。

4) 実地見学：「地域ケアシステムの推進」に関しては、講義に加え、新潟県「ゆきぐに大和総合病院」において在宅ケアへの取り組みを通して地域ケアシステムを進めていった過程を学習した。

4. 実施のプロセスと評価

1) 「新任保健婦に対する現任教育」

①保健婦の理想像：「どんな保健婦であったらよいか」

理想像を描く。

- ②理想の保健婦になるために、達成すべき要素（修得すべき項目）を考える。
- ③指導保健婦の具備すべき条件、資質、現任教育の評価の視点を考える。

改めて「理想の保健婦像」を、自らの経験や住民の立場から描くことにより、専門性、保健分野における位置づけなどの再確認になった。これらの理想像をめざして、新任保健婦に現任教育をどのように進めるべきかを討議した。市町村または県レベルでマニュアルをつくる、新任教育にあたる指導保健婦の研修を中堅研修に組み入れる、などが成果としてだされた。地域保健法により対人保健サービスの殆どが市町村保健婦の手に委ねられるようになり、県および保健所の市町村保健婦に対する教育研修の役割は、今後益々重要なものになる。この研修をきっかけに保健所の指導性が高まることを期待したい。

2) 「地域ケアシステムの推進」

地域が求めるケアサービスネットワークシステムは、高齢者に限るわけではけっしてないが、今、最も急がれている要介護老人のケアシステムについて、講義・実地見学・自主セミナーを通して検討した。また、お互いに発想を豊かにし、新しい時代が求める保健活

動を創造的に、先見的に作り出して行くことをねらって、本年度も昨年同様、「目的志向型の志向」（日比野、ナドラー提唱のブレイクスルー志向）に、岩永方式（本院疫学部）を組み入れた方法を導入し、試行的に行った。地域で展開されている老人保健・福祉事業の現状認識・情報交換が行われた。

5. おわりに

期待事項の充足度をみると、多くの受講生が概ね目的は達成されたと評価していた。「現任教育」「地域ケアシステム」に関しては政令市区など地域によっては、既にかなり先行しているところもあって、遅れている地域の良い刺激またはモデルとなっていたようである。これは全国規模で行われるの集中研修のメリットと考えられた。

地域保健法が制定され従来の活動の展開に変化を求められている現在、保健婦の専門性、特に行政の場で働く保健婦に期待されている機能に立脚して、新しく求められる課題に柔軟に対応することが望まれる。受講生がこの研修で培ったネットワークを大いに生かして活躍することを期待したい。また、私たちは、本研修が変化の時代の活動に役立つことを願って、教育目的達成のために一層の努力をしていきたい。

〈教育報告〉

特別課程「医療放射線監視」

出雲義朗, 杉山英男, 緒方裕光, 赤羽恵一, 寺田 宙 (放射線衛生学部)

近年, 医療放射線機器の新たな開発とその使用, 普及, 拡大, また, 核医学を中心とする放射性同位元素の多様な使用方法や使用量の増加, 拡大, さらに, 急速な OA 機器の普及, 拡大にともなう管理体制の変化, などの傾向が著しい. このような放射線の使用や管理の傾向にともない, 放射線の適正な使用や安全管理は, 従来より複雑になって来ており, また, 公衆(患者)や医療従事者が被ばくする機会も増大する傾向にあって, 医療放射線に対する防護を図ることは, 一層重要な課題になって来ている.

現在, 医療法第25条の規定に基づき, 同法第26条の医療監視員により, 全国の病院(約1万箇所)及び診療所(13万3千箇所)(病院等)への立入検査が, 実施されている. その検査項目(175項目)のうち, 放射線関係は, 「放射線管理」及び「放射線装置及び同使用室」を中心に, 全体のほぼ半数と多く, また施設ごとに多様な面があって, 従来から医療監視の重点項目になっている.

こうしたなか, 上記監視のうち, とりわけ専門的な知識や技術が必要な医療放射線の監視や管理の業務に従事して, 指導的な立場にある各保健所の診療放射線技師を主な対象に, 病院等における放射線の適正な使用や防護, 及び管理につき, その指導と監督をさらに充実させるため, 昭和52年度以来, 年1回の割合で, 標記の訓練コースをほぼ継続して開講している(ただし, 昭和58, 60及び63の各年度は休講). そこで, 前年度に引き続いて実施した本年度の訓練コースの概要を報告する.

まず, 研修期間は, 平成7年11月1日(水)~12月6日(水)までの5週間である. 受講生(定員25名)は, 北は岩手県から南は熊本県までの各保健所に勤務する16名(25~56才)であり, 前年度より4名少なかった. これら受講生の全員が診療放射線技師免状の所有者であ

る. なお, 岩手県からの入学者は5年振りに迎えた. つぎに, 教科目(時間数は144時間)には, 前年度と大きな違いはなく, 放射線衛生学, 放射線施設・設備, 放射線の管理及び計測などの概論や各論(84時間)(全体の58%), 事例研究(24時間), 臨地訓練・見学(15時間), 実験・実習12時間, 関連法令等である. このうち, 本コースの性格上, 関連法令と事例研究には特に強い関心が示されたが, 大部分の受講生はほぼ期待どおりの成果を挙げることができた. なお, 臨地訓練地は, 電子技術総合研究所, 国立がんセンター病院, 日本原子力研究所, である.

一方, この間, 受講生の態度は, 例年に劣らず積極的に感じられた. その理由としては, 職場における専門家としての強い責任感とその自覚, また, 我が国における医療放射線の適正使用とその安全管理を指導, 監督する数少ない専門家としての重責とその自覚, に根ざしているからであろう.

開講以来本年度までの19年間(ただし, 3年間は断続的に休講したので開講は16回目)における修了者数は345名に達し, 主教育対象者である全国の保健所に勤務する技師数(約1,200名)の30%に相当する. しかし, 昨年度も指摘したとおり, 受講後10年以上経過している修了者のなかには, 定年による退職や, 転職, 他業務への異動などもあるので, 現在も監視業務に従事している方々は上記の数よりもかなり少ないもの, と思われる. 一方, この間には放射線の使用とその適正化に関する国際的な考え方の変化や, 法令改正, 医療放射線使用の著しい発展, 多様化などもあって, 新たな教育の必要性は, 一層増大している.

最後に, 本コースの運営は, 本院職員のみならず, 院外多数の先生方の力強い御支援と御協力の賜物であり, 改めて謝意を表しますとともに, 今後も一層の御支援と御協力をお願い申し上げます.

(1995.11.1~1995.12.6実施)